

DocuSign®

ドキュサイン (DocuSign)
をご利用頂く場合の電子署名
の適法性

ドキュサイン (DocuSign) をご利用頂く場合の電子署名の適法性

目次

1. ドキュサイン利用による適法性概要	2
1-1. ドキュサインの国内外における法的有効性	2
1-2. 日本国内における電子署名の適法性	3
電子署名法について	3
参考：紙の契約書と印鑑（印影）	4
1-3. 電子署名の種類	4
2. ドキュサイン適用可能範囲例	4
2-1. 電子署名が使用できる場合	5
2-2. 電子署名や電子取引管理の使用が一般に適切ではない場合	5
2-3. 建設工事請負契約締結時	5
2-4. 会社法に基づく議事録の電子化	6
3. ドキュサインによる証拠能力	7
3-1. ドキュサインによる認証および本人確認	7
3-2. ダウンロードした PDF ファイルの有効性の検証	8
3-3. ドキュサイン上における押印	8
4. 電子書面の保存	9
4-1. 電子の契約書においては印紙税は不要	9
4-2. 電子帳簿保存法の技術要件	10
5. まとめ	11
参照	12
免責状況	12

本文書は、ドキュサインを利用する場合の適法性に関するガイドです。

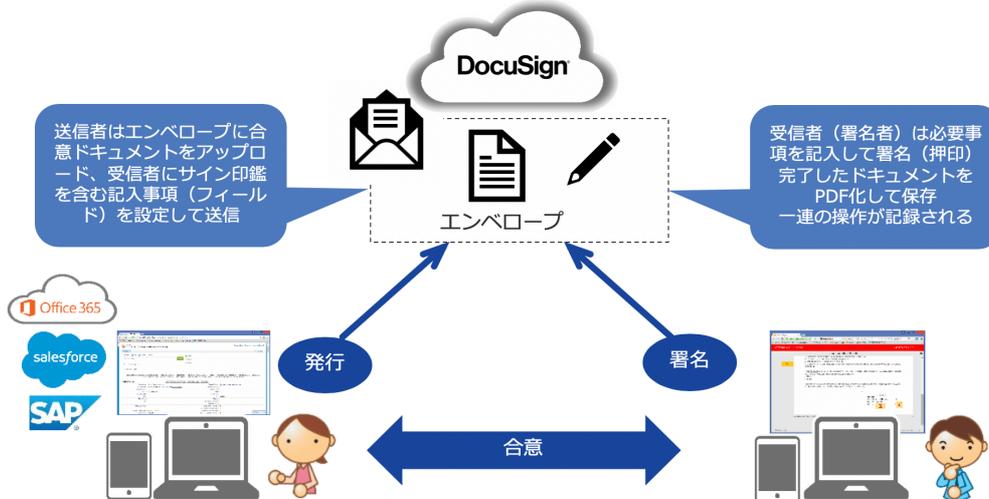
1. ドキュサイン利用による適法性概要

1-1. ドキュサインの国内外における法的有効性

ドキュサインを使った署名は、以下の機能を提供することで米国連邦電子署名法および日本を含むその他の国の法律に準拠しています。

- さまざまな認証機能による署名者の本人確認。
- 電子的な署名による署名者の意思確認。
- 署名、署名者、および文書の関連付け。
- 文書および署名に対するすべてのアクティビティの記録。
- ドキュサインのエンベロープ (合意書類) への一貫したセキュアアクセス。
- セキュアシステムプロセスおよび公開キー基盤 (PKI) による文書の保護。

ドキュサインによる電子署名の仕組み



世界各国におけるドキュサイン電子署名の法的有効性は以下の通りです。

- アメリカ合衆国：Electronic Signatures in Global and National Commerce Act (ESIGN) および Uniform Electronic Transactions Act (UETA) の電子署名の定義に準拠
- イギリス：2000年電子通信法の電子署名の定義に準拠
- 欧州連合 (EU)：eIDAS および EU の電子署名技術基準に準拠
- 日本：2000年から電子署名が正式に認められています。

1-2. 日本国内における電子署名の適法性

電子署名は日本の契約上でも適法です。

- 日本法上、契約を有効に成立させるためには、契約が（大規模な建設工事の契約などの）特定の法定書式要件の対象である場合を除き、**必ずしも手書きの署名が要求されるものではありません。**
- 一般的な法原則として、以下に記載する一定の限られた例外を除いて、当事者が合意をすれば、**その合意が口頭、電子的な書面又は紙などの物理的な書面のいずれによりなされたかにかかわらず、契約は有効に成立します。**
- 有効な契約の存在を証明するために、当事者が裁判所に証拠を提出しなければならないことがあります。日本の裁判所は、一般に、証拠の採用及び証拠調べにおいて幅広い裁量を有しています。**先進的な電子取引管理ソリューションは、契約の存在、真正性及び有効な受諾の裏付けに役立つ、証拠能力を備えた電子記録の提供を可能にします。**

電子署名法について

- 電子署名法は印鑑に代わり真正に成立する電子的手段を法律で定義しています。**しかしながら電子契約はこの方法に限らずとも実施することができます。**
- 電子署名法においては、しかるべき認証業務を行う機関が発行したデジタル証明書を使ったデジタル署名を文書に施すことにより本人の意思により電子文書が作成されたとみなします。

電子署名法における電子署名の定義

- 第2条1項
 - 1号:当該情報が当該措置を行った者の作成にかかわるものであることを示すためのものであること
 - 2号:当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること
- 第3条括弧書き:これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る

認証業務

- 電子証明書を本人認証確認も厳密に行った上で、署名者に発行

参考：紙の契約書と印鑑（印影）

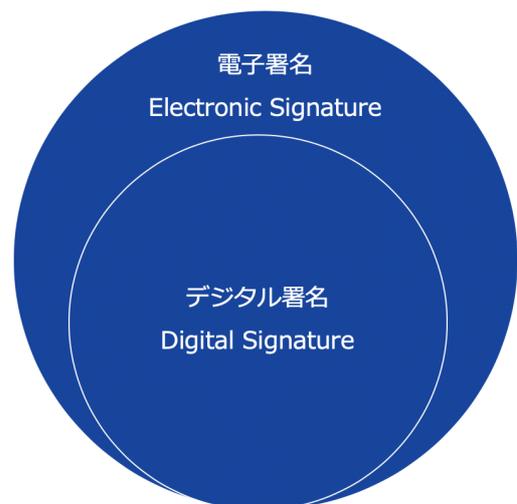
- 契約を書面で行う場合、押印されていると証拠能力が高まります。
- 契約書：契約において、契約書は必ず必要ではありません。しかしながら契約書は契約およびその内容の証拠となります。
- 印鑑（印影）：書面への押印により本人の意思によるその文書が作成された真正な成立を推定します（推定効が働く）。契約書に必須ではありません。

1-3. 電子署名の種類

電子署名には主に標準電子署名と、デジタル署名の2種類があります。後者は電子署名法に準拠した方法になりますが、前述した通り電子契約においては必ずしも準拠する必要はありません。前者の方法は、デジタル署名の方法と異なり、署名者自身がデジタル署名書の取得や管理が不要で、使いやすいものになります。この場合も電子署名において十分な証拠能力を有します。ドキュサインは要件に合わせてどちらも対応可能です。

電子署名とデジタル署名

- (標準)電子署名
 - ドキュサインクラウドで契約ドキュメントの非改ざん性と契約行為を記録し証拠とする
 - メールアドレスによる本人認証をベースとするがアクセスコードやIdPを利用したシングルサインオンを使った認証強化が可能
 - デジタル署名を使わないため署名者には特別な準備が不要
- デジタル署名
 - 上記ドキュサインクラウドでの電子署名にてデジタル証明書を利用
 - 電子署名法に基づく電子文書の真正な成立の推定が可能になるが、署名者がデジタル証明を準備が必要。
 - デジタル証明の発行プロセスや管理、維持などのコストがかかるため特別なケースでの利用



2. ドキュサイン適用可能範囲例

ドキュサインの適用可能範囲を示します。

2-1. 電子署名が使用できる場合

- 法人間の商取引契約（秘密保持契約、調達に係る文書、販売契約書等）
- 人事関連文書（福利厚生関連の文書、その他新入社員の採用手続に係る文書等）
- 消費者関連契約書（リテール口座の新規開設に係る文書）
- 一定の不動産関連文書（売買契約、一般賃貸借契約、その他住宅用不動産及び商業用不動産に関連する文書）
- IP 譲渡契約

2-2. 電子署名や電子取引管理の使用が一般に適切ではない場合

- 訪問販売に係るクーリングオフの書面(特定商取引に関する法律第 4 条)
- 宅建法における媒介契約(34 条の 2)
- 重要事項説明書等の交付文書(35 条, 37 条)
- 任意後見人契約（任意後見人契約に関する法律）
- 遺言書（民法）
- 定款（会社法）
- 委任状による一定の政府届出
- 定期不動産賃貸借契約（借地借家法）

保証契約など紙の書面が必要と書かれていても、電磁的記録が許容される場合もあります。

2-3. 建設工事請負契約締結時

ドキュサインは建設工事請負契約締結に利用することが可能です。

- 建設業法の第 19 条で定められている建設工事の請負契約時の契約は書面でなくとも、国交省の要件を満たす情報通信技術の利用も可能です。（法第 19 条 3 項）
- ただし、国交省の定める要件として建設業法施行規則の第 13 条の 2 第 2 項の要件、ファイルの出力による書面作成と書面の改変が行われていないか確認できること、を満たすことが必要です。
- ドキュサインの上記技術適合性についてグレーゾーン解消制度を利用して確認しています。

2-4. 会社法に基づく議事録の電子化

会社法に基づく議事録の電子化については以下の通りです。

書面の場合

- 株主総会議事録
 - 捺印不要
- 取締役会議事録
 - 個人の署名または記名押印
 - 会社登記や取締役選任に必要な登記申請は、実印による記名押印が必要

電子化した場合

- 株主総会議事録
 - デジタル署名は不要
- 取締役会議事録
 - デジタル署名（個人単位の取得）は必要
 - 保存期間 10 年
- 登記に必要なもの
 - 法務局の電子証明書（実印相当）

ドキュサインは個人単位の取得の電子署名によるデジタル署名は可能です。しかしながら**登記に関する法人実印相当のデジタル署名はできません。**

3. ドキュサインによる証拠能力

ドキュサインはクラウドサービスにて二者および他者間での合意文書および一連の電子署名行為を記録することにより第三者的に合意内容を安全に保管し、証拠能力を有するものになります。

- ドキュサインのクラウド上にて合意文書と証拠情報を安全に保管管理
 - 何の文書を (What)
 - だれが (Who)
 - いつ (When)
 - どのような手順で (How)
 - どこで (Where)
- 上記記録は PDF にてダウンロード可能です。ダウンロードした PDF ドキュメントはドキュサインにてデジタル署名され長期にわたって不正改ざんを防止します。
 - 合意したドキュメント
 - 完了証明書

3-1. ドキュサインによる認証および本人確認

本人確認は電子署名において重要な項目です。ドキュサインでは本人確認のために以下のような幅広いオプションを用意し、要件に合わせた対応が可能です。なお、本人認証の機能を加えるほど証拠能力が高まりますが、利便性が下がりコスト増となる点注意が必要です。

- 電子メール
- アクセスコード
- 電話および SMS によるワンタイムパスコードの送信
- ドキュサインアカウントへのログイン
- アイデンティティプロバイダーによる認証
- 対面署名時には署名ホストによる任意の本人確認 (身分証の提示など)
- デジタル証明書

署名者の受取人が、組織内において契約締結などの権限がない場合、ドキュサインの仕組みで適任者への転送および、送信者の設定によって宛先の指定が可能です。受信メールの転送も可能ですが、この場合、転送先の人電子署名をすると署名者は当初の受信者のままである点注意してください。

3-2. ダウンロードした PDF ファイルの有効性の検証

ドキュサインからダウンロードした PDF ファイルは Entrust 社からのデジタル証明書に基づきデジタル署名され、また長期署名記述によりダウンロードファイルの長期間での検証が可能になります

- 通常デジタル署名にはデジタル証明書の有効期限が存在します (将来暗号が破られるリスクがあるため)
- 証明書の失効リストも含めることで証明書の期限がきれてもその時刻における有効性を証明することが可能です。

ダウンロードしたファイルの有効性については Adobe 社の Acrobat Reader で検証可能です。

3-3. ドキュサイン上における押印

ドキュサインでは合意を示すためにデジタル文書上の押印が可能で、合意の意思や行為を文書上でわかりやすく表示が可能です。ただし、この場合の押印 (印影) においては、文書の真性な成立を示す推定功が働くものではありません。一連の記録が印影含めて完了証明書に出力可能です。



4. 電子書面の保存

ドキュサインは合意締結文書をドキュサインのクラウド上に安全に原本として保管します。

- 合意後のドキュメントは合意の記録ログとともに改ざんされません。
- 削除は可能ですがログが残ります

締結後の文書はコピーおよびデータをダウンロードすることができますので、文書の業務要件に合わせた管理（電子帳簿保存の要件に合わせた対応など）は別途ドキュメント管理システムで詳細な管理が可能になります。

4-1 電子の契約書には印紙税が不要

印紙税法第二条にて、印紙税の対象は課税文書とされています。そして、国税庁は課税文書を「紙の原本」と定義しています。従って契約書の電子データだけでなく、電子データのコピー（写し）も原本ではないため印紙代はかかりません。

両者間の契約においてドキュサイン上の電子データが原本であることを明記することをお薦めします。

- 参考：請負契約に係る注文請書を電磁的記録に変換して電子メールで送信した場合の印紙税の課税関係について | 国税庁：
https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshi_sonota/081024/01.htm

4-2. 電子帳簿保存法の技術要件

ドキュサインで締結した合意文書について国税書類として必要な場合は、合意 PDF 文書をコピーとして紙で印字することで対応可能です。

なお、電子帳簿法に対応するための主な要件としては以下のようなものがありますのでご参考にしてください。

- ・ 保存義務（施行規則第 8 条第 1 項）
 原本をクラウドで保管
- ・ 原本性（施行規則第 8 条第 1 項）
 電磁記録へのタイムスタンプ もしくは 電磁記録の訂正及び削除の防止に関する事務処理規定策定と運用
- ・ 関連書類の備付（施行規則第 3 条第 1 項第 3 号、第 3 条第 5 項第 7 号による準用）
 運用マニュアル整備
- ・ 見読性の確保（施行規則第 3 条第 1 項第 4 号）
 ディスプレイもしくはプリンタへの出力
- ・ 検索性の確保（施行規則第 3 条第 1 項第 5 号、第 3 条第 5 項第 7 号による準用）
 文書管理システムと連携

5. まとめ

ドキュサインでは国内外において、一部の例外を除き、電子契約等に利用する電子署名システムとして適法なものです。ドキュサインのクラウドシステムの仕組みを十分にご理解いただき、ビジネスのデジタル化推進にお役立ていただければ幸いです。

参照

- 電子署名及び認証業務に関する法律 (平成 12 年 5 月 31 日法律第 102 号)
- 電子署名及び認証業務に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 41 号)
- 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律 (平成 10 年法律第 25 号)
- 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則 (平成 10 年大蔵省令第 43 号)
- 訪問販売等に関する法律 (昭和 51 年法律第 57 号)
- 特定商取引に関する法律施行規則 (昭和 51 年通商産業省令第 89 号)
- 宅地建物取引業法 (昭和 27 年法律第 176 号)
- 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号)
- 建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号)
- 会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 法第 369 条第 4 項、法第 371 条第 1 項、
- 会社法施行規則 (平成 18 年法務省令第 12 号) 施行規則第 101 条第 2 項、
- 施行規則第 225 条第 1 項第 6 号、施行規則第 234 条第 25 号、施行規則第 224 条、施行規則第 233 条第 1 項
- 商業登記法 (昭和 38 年法律第 125 号)
- 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律 (平成 16 年法律第 149 号)
- 書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律 (平成 12 年法律第 126 号)
- 電子契約の教科書`基礎から導入事例まで` 宮内 宏 (著) ISBN 9784539725245

免責

この資料は、一般的な情報の提供を目的としたものです。本情報は、お客様ご自身の責任でご利用ください。法的な助言又は代理については、資格を有する弁護士にご相談ください。ごく短期間に法改正が行われる場合もあることから、弊社はこの資料の全ての情報が最新のものである又は正確であることを保証することはできません。弊社は、本情報の商品適格性、適合性又は完全性に関する一切の明示又は黙示の保証をいたしません。適用法の許容する範囲において、弊社又は弊社の代理人、役員、従業員若しくは関係会社のいずれも、直接的損害、間接的損害、付随的損害、特別損害、懲罰的損害又は結果的損害（代替商品若しくは代替サービスの調達、使用不能若しくは逸失利益又は事業の中断を含みます。）について、かかる損害が生じる可能性について通知を受けた場合であっても、本情報を使用したこと又は使用できなかったことにより生じる契約責任、厳格責任又は不法行為による責任のいずれの責任法理によっても、かかる損害を補償する義務を負いません。